



決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年9月1日から北蒲原郡中条町及び同郡黒川村を廃し、その区域をもって胎内市を置くものとする。

平成17年7月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

